「天草の﨑津集落|

Road to World Heritage

世界文化遺産登録に向けた推薦書(正式版)をユネスコへ!

「天草の﨑津集落」を含む「長崎の教会群と キリスト教関連遺産 | (通称=長崎の教会群) の世界文化遺産登録に向けた推薦書(正式版) が1月下旬、世界遺産の選定・登録機関である ユネスコ (国連教育科学文化機関) の世界遺産 センターへ提出されました。1月16日の政府の 閣議了解をへて提出されたものです。

今後は、ユネスコによる調査・審議が本格的 に始まります。9月ごろにユネスコの諮問機関 であるイコモス(国際記念物遺跡会議)による 現地審査、平成28年4~5月には評価結果の勧 告が行われる予定。そして、同年6月ごろに 開催されるユネスコの第40同世界遺産委員会 で、世界文化遺産として登録するかどうかが 審議・決定されます。

● "長崎の教会群"の世界遺産登録に向けた動き

1月下旬 ユネスコの世界遺産センターへ 推薦書(正式版)を提出

9月ごろ イコモスによる現地審査

平成28年4~5月 評価結果の勧告

同年6月ごろ ユネスコの世界遺産委員会

登録について審議・決定

389

至牛深

世界遺産登録

来訪者用駐車場の整備が完了!

市では、今後増加が見込まれる﨑津集落への来訪者 の受入態勢の充実を図るため、集落内の各種整備に取 り組んでいます。

このうち、集落の南にある来訪者用の駐車場整備を 12月に完了。軽自動車しか駐車できなかったスペース

を拡幅し、普通自動車9台 (うち2台は障がい者用ス ペース) が安全に駐車でき るようになりました。皆さ ん、ぜひご利用ください。

このほか、拠点観光施設 の設計やトイレの整備も進 行中です。



【問い合わせ先】本庁・世界遺産推進室(河浦支所内)☎761116

申告のときに必要なもの

●申告案内(通知が届いた人) ●印かん

※税務署から申告案内が届いた人は税務署で申告してください。

このほか、申告のときに必要なものは、申告をする人それぞれの所得の種類などによって、 次のとおりとなっています。

◆事業、不動産所得がある人

・収支内訳書(帳簿から転記したもの)

◆給与・年金所得がある人

- ・給与所得の源泉徴収票または給与支払証明書
- ・公的年金などの源泉徴収票
- ※所得税の還付を受ける人は、源泉徴収票(原 本)と本人名義の預貯金通帳(口座番号が わかるもの)を持参してください。

◆個人年金・保険の満期金がある人

・保険会社などが発行した支払い金額がわかるもの

◆社会保険料控除を受ける人

- ・年金や健康保険税(料)などの領収書また は納税額確認書
- · 国民年金保険料控除証明書
- ※国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、 介護保険料が年金から差し引き(特別徴収) される保険税(料)の控除を受けることが できるのは受給者本人のみとなります。

◆障害者控除を受ける人

※認定書は、身体や精神に障がいがある65歳 以上の人で、その障がいが①身体障がいの 1~6級②知的障がいの軽度・中度・重度 ③寝たきりと同じ程度と認められる人へ発 行します。①と②は本庁・福祉課で、③は同・ 高齢者支援課で申請してください(各支所 担当課でも申請できます)。

◆生命保険料控除や地震保険料控除を受ける人

・支払った保険料の証明書

◆医療費控除を受ける人

- ・支払った医療費の領収書など(受診者・医 療機関ごとに集計してください)
- ・牛命保険や医療保険の高額療養費などで補 てんされる金額の明細書
- ・介護保険高額介護サービス費支給決定通知書 ※おむつ代の医療費控除を受けるときは、領 収書と医師のおむつ使用証明書が必要で す。ただし、介護保険被保険者でおむつが 必要と認められる人は、2年目から市が発 行する確認書と領収書で控除を受けること ができます。詳細は本庁・高齢者支援課へ お尋ねください。
- ※国民健康保険、後期高齢者医療保険の高額 療養費支給額明細書が必要な人は、保険証 と印かんを持参して、本庁・国保年金課ま たは各支所担当課で申請してください。

◆雑損控除を受ける人

- ・被災証明書
- ・被害を受けた住宅、家財の明細書や、支払 った修繕費などの領収書
- ・損害保険などで補てんされる金額の明細書

◆寄附金控除を受ける人

・寄附先から交付された寄附金の受領証など ※自治体への寄附(ふるさと寄附金)を行っ た場合も申告が必要となります。

◎市・県民税の申告についての詳細は、本庁・課税課☎231111または、各支所担当課へお尋ねください。 ◎所得税の申告については天草税務署☎22510へお尋ねください。